

ご存じですか？

# 農地の転用には許可が必要です

「自分の土地なら、許可や届出などしなくても、自由に転用しても良いのではないか」と思っておられる方はありませんか？  
自分の土地でも、農地を転用する場合は「農地法」に基づく許可が必要です。農地転用の許可制度は、計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することを目的としています。

## 農地転用とは

農地を農地でなくすることで、住宅用地や工場用地、道路、山林などの農業以外の目的に転換することをいいます。

## 一時的な農地転用も

農地を一時的に資材置場、残土置場などとして利用する場合も許可が必要です。

## 転用手続きの前に確認を

町内の多くの農地は、農業振興地域農用地区域の指定を受け、その区域内の農地は原則として転用は認められません。その区域内の農地を転用するためには、まず農用地区域の除外手続きが必要です。

転用予定地が農用地区域内であるかどうかは、産業振興課までお問い合わせください。

## 農地転用の手続き

該当農地が農用地区域からの除外ができていれば、農業委員会に転用許可申請ができます。申請にかかる必要書類、受付締切などご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

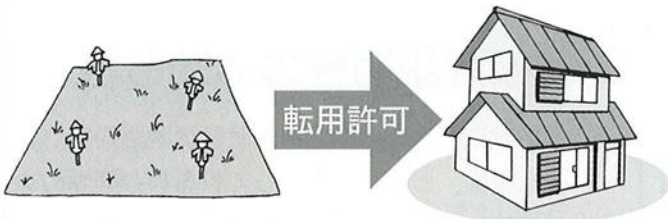
## 無断転用は処罰されます

「耕作もしていない農地だから」「一時的なものだから」と安易な考えで無許可や無届けのまま農地以外に利用すると、農地法に基づき処罰される事態にもなりかねません。

## まずは相談を

農地の転用・売買・貸借を行う場合は、農業委員会事務局へご相談ください。

農業振興地域に関するお問い合わせは、産業振興課へご相談ください。



農業委員会事務局 TEL 0859-54-5206  
産業振興課 TEL 0859-54-5205

## 全血献血のお知らせ

平成18年7月25日(火)に全血献血を実施します。いつ起こるか分からない病気、交通事故、災害等から尊い命を救うため、一人でも多くの方に献血にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 日程

- 9:00~10:30 名和公民館前
  - 12:00~12:45 (株)ファミリー前
  - 14:30~16:00 名和オートサービス前
  - 17:00~17:45 鳥取ロブスターツール前
- ※どこの会場でも受付いたしますので、都合のよい場所へお出かけください。

※献血手帳および運転免許証等本人を確認できる証明書等をご持参ください。

### ※採血基準

- 200ml 16歳から(体重 男性45kg以上、女性40kg以上)
- 400ml 18歳から(体重50kg以上)



## みんなで防ごう 土砂災害

人名や大切な財産を一瞬のうちに奪う土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害は、一年のうちでも降雨量の多い、梅雨時から秋の台風シーズンにかけて発生しやすくなります。近年は異常な集中豪雨による被害も頻発しています。雨が降ったら「早めの避難」をこころがけましょう。

危険箇所図は最寄の県土整備局、役場本庁地域整備課、各支所ふるさと振興課で見ることができます。日頃からどこが危険か、避難場所はどこか、確認しておきましょう。

○お問い合わせ先

地域整備課 TEL 0859-54-5203